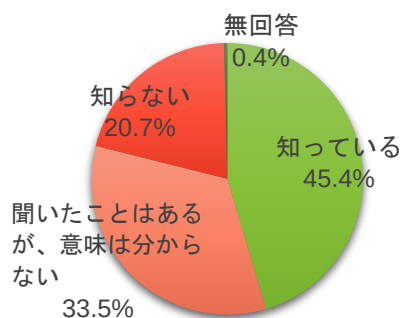


第 3 次

概要版

柳井市男女共同参画基本計画

「男女共同参画社会」とは
どういうものか知っていますか



平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より

男女共同参画社会とは

すべての人が、性別に関わりなく互いにその人権を尊重し合って、個性と能力を十分に発揮できる社会です。

計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年に「柳井市男女共同参画基本計画」、平成 25 年に「第 2 次柳井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に努めてまいりました。この間、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識は残っており、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされています。

こうした状況の中、男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第 3 次柳井市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、「柳井市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するもので、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、本計画のうち「基本目標Ⅰ」は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」とし、「基本目標Ⅲ 重点項目 1 男女間における暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 5 年
間とします。

計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進（柳井市女性活躍推進計画）

重点項目 1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 市の施策、方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 事業所、各種団体等における施策、方針決定過程への参画拡大の支援
- ③ 人材に関する情報の集積と提供

重点項目 2 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

- ① 男女の均等な雇用機会や待遇面の確保
- ② 企業の男女共同参画に向けた自主的な取組の推進

重点項目 3 多様な働き方を可能にする条件整備

- ① 多様な働き方を選択できる環境の整備
- ② 再就職の支援

重点項目 4 農林水産業等における男女共同参画の推進

- ① 農林水産業における男女共同参画の推進
- ② 商工業等自営業における男女共同参画の推進

重点項目 5 仕事と生活の両立支援

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 子育て、介護等をしながら仕事を続けられる条件整備
- ③ 子育て、介護等を社会、職場全体で支える体制の整備

重点項目 6 家庭、地域等における男女共同参画の推進

- ① 男女の地域活動への参画促進
- ② 各種女性団体、グループ等の育成支援
- ③ 防災分野、環境分野等における男女共同参画の推進



基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成

重点項目 1 固定的性別役割分担意識の解消

- ① 男女共同参画を推進するための啓発活動
- ② 職場、家庭、地域等における慣行の見直し
- ③ 各種媒体を利用した市の取組についての広報活動

重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実

- ① 男女共同参画を推進する学習機会の充実
- ② 男女共同参画を推進する家庭教育の充実
- ③ 女性の能力、意識向上のための学習機会の充実
- ④ 国際社会に対する理解と国際交流の推進

基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり

重点項目 1 男女間における暴力の根絶（柳井市DV対策基本計画）

- ① DV防止に関する啓発
- ② 幼児期からの人権教育の充実と若年層への啓発
- ③ 職場、地域における研修等の充実
- ④ 市における相談体制の充実と関係機関等との連携
- ⑤ 相談従事者等の資質の向上
- ⑥ 被害者の安全確保と自立支援

重点項目 2 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

- ① 啓発活動や相談体制の充実

重点項目 3 生涯を通じた健康支援

- ① 健康教育、相談体制の充実
- ② 生涯を通じた健康の保持増進

重点項目 4 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる環境の整備

- ① 高齢者、障がい者等の社会参画への支援
- ② 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる社会の実現



計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、基本目標に掲げた施策を講じるとともに、庁内における推進体制を整備し、国、県他市町及び関係機関と連携し、男女共同参画の推進を実践する民間団体、市民を支援していきます。

また、相談窓口の充実強化を図るとともに、柳井市男女共同参画協議会委員や市民の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策、事業の推進に努めます。

成果指標（抜粋）

基本目標	項目	現状値	目標値
Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進	審議会等委員に占める女性委員の割合	39.7% (平成28年度)	45.0% (平成34年度)
	放課後児童クラブ待機児童数	48人 (平成28年)	解消する
Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成	「男女共同参画社会」とはどのようなものか知っている人の割合	45.4% (平成28年意識調査)	増加させる
	人権教育研修会開催回数	37回 (平成28年度)	維持する
Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり	配偶者からの暴力について「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人の割合	11.4% (平成28年意識調査)	減少させる
	キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	78人 (平成28年度)	増加させる



柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

TEL 0820-22-2111 FAX 0820-23-4595

メールアドレス seisakukikaku@city-yanai.jp